

## 平成27年度ひたちなか市水道事業会計予算

### 水道事業会計(参考記載)

(総則)

第1条 平成27年度ひたちなか市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |               |                           |
|---------------|---------------------------|
| (1) 給水戸数      | 62,400戸                   |
| (2) 年間総給水量    | 18,300,000 m <sup>3</sup> |
| (3) 一日平均給水量   | 50,000 m <sup>3</sup>     |
| (4) 主要な建設改良事業 | ひたちなか市水道事業 事業費 812,832千円  |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 水道事業収益	3,273,033千円
第1項 営業収益	3,093,037千円
第2項 営業外収益	179,996千円

支出

第1款 水道事業費	3,196,181千円
第1項 営業費用	2,772,866千円
第2項 営業外費用	384,802千円
第3項 特別損失	8,513千円
第89項 予備費	30,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,040,745千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 53,753千円、過年度分損益勘定留保資金 128,639千円、当年度分損益勘定留保資金 858,353千円で補てんするものとする。)

収入

第1款 資本的収入	666,803千円
第1項 企業債	580,000千円
第3項 他会計負担金	18,189千円
第4項 工事分担金	68,614千円

支出

第1款 資本的支出	1,707,548千円
第1項 建設改良費	822,971千円
第4項 企業債償還金	854,577千円
第98項 予備費	30,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
浄水場等運転業務委託	平成27年度から平成28年度まで	85,860千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
ひたちなか市 上水道事業	580,000千円	普通貸借又 は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金及び地方公共 団体金融機構資 金について、利 率の見直しを 行った後におい ては、当該見直 し後の利率)	政府資金又は地方公 共団体金融機構資金に ついては、その融資条 件により、銀行その他 の場合には、その債権 者と協定するものとす る。ただし、企業財政 の都合により、据置期 間及び償還期限を短縮 し、若しくは繰上げ償 還又は低利に借り換え ることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、600,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1款 水道事業費

第1項 営業費用

第2項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 353,778千円

(2) 交際費 100千円

(他会計からの補助金)

第10条 児童手当に要する経費として、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,718千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、50,397千円と定める。

(重要な資産の取得)

第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類	名称	数量
1 取得する資産	土地 ひたちなか市市毛地内	3,683.94㎡